

## 令和5年度第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 茅ヶ崎市成年後見支援センター（中核機関）の状況について (2) 茅ヶ崎市成年後見支援センターの相談事例について (3) 市民後見人養成事業の進捗状況について
日時	令和5年6月29日（木）18時30分～20時
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1
出席者氏名	（構成員） 内嶋順一、尾上美子、小野田潤、渡辺和也、糸智仁、大木教久、 三谷智百合、青柳雅之、柴田勝一、茂木香代子 （関係機関等） 茅ヶ崎市社会福祉協議会（若林英俊事務局長、細谷誠事務局次長） 障がい福祉課（荒井優広課長補佐） 高齢福祉課（本多祐子課長補佐） （欠席構成員） なし （事務局） 地域福祉課（瀧田美穂課長、大澤陽子課長補佐、加藤清晏主任、 横山康洋事務局次長補佐（※市社協交流職員））
会議資料	次第 資料1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの周知の状況について 資料2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数について 資料3 市民後見人育成状況 資料4 市民後見人実践研修スケジュール2023 事例 非公開
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	0人

## ●開会

### ○瀧田課長

皆様こんばんは。定刻になりましたので、令和5年度第1回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。私はこの4月に地域福祉課に参りました、課長の瀧田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市の成年後見制度の推進の取り組みにつきまして、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、皆様にご尽力いただきましたことにより、成年後見制度の利用を中核的に促進することを目的とした成年後見支援センターを4月17日から、分庁舎1階に設置することができました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、議題に入ります前に、委員の変更がございましたので、ご紹介をさせていただきます。茅ヶ崎市地域包括支援センター管理責任者会から、榎委員に代わりまして、青柳雅之委員。茅ヶ崎市社会福祉協議会から、横山委員に代わり茂木香代子委員にお越しいただいております。恐れ入りますが、一言ずつごあいさついただけますでしょうか。

### ○青柳構成員

地域包括支援センター管理責任者会を代表して来させていただきました。青柳雅之と申します。包括の関係ではあさひとくるみ、松林地区浜須賀地区の管理責任者を行っております。その関係で管理責任者会の代表ということで来させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

### ○茂木構成員

茅ヶ崎市社会福祉協議会の茂木と申します。いつも大変お世話になっております。

横山が今年度から成年後見支援センターの方に交流職員として参加しているため今回から私が社協の方から出させていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

### ○瀧田課長

ありがとうございました。

なお、今日の会議は公開とし、ご発言は議事録として残し公表となります。

ご発言にあたっては、この議場のマイクのボタンを押してから赤いランプがついたところでご発言をいただきますようお願いいたします。

では、次第に沿って進めて参ります。

本日の確認検討事項は3件でございます。あと2件事例の検討をできればと思っております。

なお、会議の終了が20時を予定しておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では(1)茅ヶ崎市成年後見支援センターの状況について、事務局より説明をさせていただきます。

## ●議題(1) 茅ヶ崎市成年後見支援センター（中核機関）の状況について

### ○大澤課長補佐

それでは地域福祉課大澤からご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料1茅ヶ崎市成年後見支援センター周知の状況について報告いたします。成年後見支援センターができましたということで、いろいろな媒体を使いまして周知をして参りました。

記者発表や広報紙、広報掲示板での周知のほか、皆様にいろいろアドバイスいただいて作りました、こちらの黄色のパンフレットを市内公共施設や関係機関に配架いたしました。目新しいところ

でいきますと、5月17日から19日にかけて、茅ヶ崎駅前の金融機関に訪問をして配架依頼をさせていただきましたところ、10ヶ所の銀行からラックでの配架、もしくは必要な方に窓口で配布することならできるといことで、ご協力いただく形になりました。6月1日からは医療機関、内科、心療内科、精神科、神経内科、外科の市内医療機関97ヶ所へパンフレットの配架を郵送でお願いさせていただきました。

また、5月中旬に横浜家庭裁判所の方にご挨拶の方に伺わせていただきまして、審判開始の通知の際に、こちらのパンフレットを同封いただけないかということも含めてお話の方をさせていただきました。家庭裁判所の方が快く受けとってください、6月20日から配布を開始していただいているところです。

家庭裁判所で少しお話をしましたところ、候補者調整については困ったときは家裁でも相談に乗るから、何でも言ってくださいというありがたいお言葉をいただいているところではございます。

その際に以前大木先生から、診断書の書き方のポイントみたいなものがあれば、家庭裁判所に行った時に聞いてもらえればとのお話をいただいております、それについても聞いてみました。内容が一見するとちょっと矛盾して見えるようなものについては、何か理由書なり、そういったものを明記してもらえるとありがたいとのことでした。例えば、後見類型としているのに、識見等の障害の有無は「時々障害が見られる」チェックがついていると、これは本当に後見類型なのかなというところで、再度確認をすることになるので、その辺の理由みたいなものがわかるとありがたいということが、家庭裁判所の方からございました。

そのときはそのぐらいの話しかできませんでしたが、またいつでも相談に乗るよとはおっしゃってくださっていますので、何かあれば適宜、家庭裁判所の方に伺いながら関係を作っていきたいなと思っているところです。

それから、イベント等でのパンフレット配布というところでは、せっかく庁内に成年後見支援センターができましたので、関係課がいろんな講座ですとか、イベントとかをやっているのをキャッチしたら、どんどんそこにパンフレットを置かせてもらえるように依頼をかけているところがございます。

そして包括等への周知ということで、地域包括支援センターから、社会福祉士部会で一緒に連携の仕方を考えていこうというありがたい申し出をいただきまして、5月24日にその第1回目の打ち合わせをさせていただきましたところ。また秋口には、事例検討の方も予定をしているところがございます。

それから出前ミニ講座。こちらは6月24日にセンター移転して初めての出前ミニ講座を行いました。茅ヶ崎市身体障害者福祉協会で開催しまして、将来不安に向けていろいろお話をさせていただきましたところ。皆さまの関心は高く、持参したエンディングノートもすごくはけたといったようなことがございました。

出前講座については、ほかにも2件、お話いただいております、現在調整をしているところです。

それから、面白いところでは6月13日から7月15日にかけて、図書館の方をお願いしまして、ハマリーナ図書室の方ではありますが、特設展として成年後見に関する著書の展示等もしていただきました。資料裏面の左下の方に写真も少し載せていますが、蔵書70冊から80冊ぐらいになり、図書館にある蔵書をハマリーナ図書室の方にごそっと持ってきて、いろいろポップなどを使いながら展示をしました。高齢者というよりは、どちらかという割と若い方が、多く手に取ってくださっているというような話を図書室の方から伺っています。

今後の予定としましては、地域包括支援センターですとか相談支援事業所ですとか、病院等の支援機関への個別訪問とかを行いながら、周知啓発を強化していきたいなと思っているところです。

また、8月26日に毎年やっております市民向けの講座を今年は渡辺先生をお願いをさせていただきました。成年後見支援センターの周知も兼ねて、例年より少し早めの時期に開催予定であります。当日は渡辺先生よろしくお願いたします。

成年後見支援センターの周知の情報、状況につきましては大体このようようになります。

続きまして、資料2 成年後見支援センターの受理件数をご覧ください。

受理件数等について、こちら一番上の表が全体の人数、全体の件数に対するものになっておりまして、2番目以下の表については、新規だけに限った内訳のものになってきます。

まず4・5月の統計が出ておりまして、4月の実人数が29人、5月の実人数が38人、合計で52人の方が相談に来られております。また延べ相談件数は152件となりまして、こちらの延べ相談ケースは来所、電話、それから各機関との情報共有などもこちらに含めております。内訳を見ていきますと、合計52人のうち、申立書作成支援をした方が9人、報告書作成支援をした方が3人となっております。また受任調整を行った方は1人という形になります。

訪問同行に関しましては、合計で訪問が5件、同行が1件となっております。

専門相談としましては、4、5月は3回開催しておりまして、そのうちご本人が来たのが4件という形になっております。

ケース会議の方は、本人参加はゼロ回、本人不参加で6回やっています。こちらについては、ゆくゆくは本人参加も交えながら、やっていくことができたらいいと思っているところです。とりあえず今は、関係機関との方との調整から始めているところです。

参考値として表の右の方に、令和4年5月の実人数と延べ相談件数、それからコロナ前の3年間はどうかだろうということで、平成29年から31年度の4、5月の平均の実人数と延べ相談件数を入れさせていただきました。令和4年度と比較しますと実人数は1.6倍。延べ相談件数は2.7倍となっています。実人数の伸びに対して延べ相談件数がぐっと増えているのは、ケース会議とまではいなくても、関係機関や関係課と情報共有の連絡をしたのが、例えば5月だけでも23件あり、そういったところが影響しているのかなと思っております。

続いて、上から2番目の表になります。新規に受け付けた分で、本人ベースにしたものになります。4、5月で新規に受け付けた方は、合計37人となっております、男性15人、女性が21人という内訳になっております。

年齢はご覧いただいた通りですけれども、やはり50歳代以上特に70歳、80歳代の方が、多い状況となっております。

また分類としては、認知症が13人、知的が1人、精神が3人、その他、これはくも膜下出血ですとか、高次脳機能障害などを理由とした方が7人となっております。

続いて、相談動機ですが、こちらも新規の件数ですけれども、法定後見が18人、任意後見が14人、一般的な話が聞きたいが4人、その他が1人ということになっておりまして、相談動機・申立て動機の方を見て参りますと、一番多いのが、将来準備の21人となっております。

続きまして、上から4番目の表は相談者の表になります。どなたが相談に来られたのかということなのですが、新規37人のうち、本人が13人、ご親族が22人、あとは支援者で地域包括支援センターの方が2人、病院が1人という形になっています。本人に同行してきたケースもありますので、重複も入っております。

成年後見支援センターを周知する中で、よく地域包括支援センターの方から質問でいただくのは、これから地域包括支援センターと成年後見支援センターが連携するにあたって、今までの成年後見支援センターと、新しくできた茅ヶ崎市成年後見支援センターでは、何が違うのかというようなことを質問でいただきました。今はSネットさんと、市の職員と一緒に相談を受けていますが、例えば今まで家族と同居していた精神障害の方が、家族がもう面倒みられないといって追い出してしまったケースですとか、あとはご本人が糖尿病で今病院に入院しているけれども自宅に戻りたいと思っているけれども、親族は不安だから戻って欲しくないと思っているようなケース。こういったケースについてこれまではどちらかという成年後見制度の話を中心にして相談に乗っていたのですが、今は実家に自宅に戻りたいって言うこの方が地域で暮らしていくためには、どういった支援があったら、それが可能なのかなとか、そういったところも含めて、相談に乗ることができているかなと思っているところです。

当然、成年後見支援センターだけでは無理ですので、地域福祉課の総合相談担当や高齢福祉課、障がい福祉課、その他関係課、関係機関の方の手も借りながらそういった相談も対応していくとい

うところが、一つ大きなところかなと思っております。今後は、より連携強化していくために、地域包括支援センター、相談支援事業所、ケアマネジャーなどと実働を通していろいろやっていきたいなと思っているところです。先ほどの地域包括支援センター福祉部会の方にお邪魔させていただくというのがありますが、何か機会がございましたら、こちらに教えていただけるとありがたいなと思っております。

そのあたりも今日皆様の方からアドバイス等をいただけるとありがたいなと思っているところです。また、こんな統計もとっておくといいよというようなものもあればお話を伺いたいなと思っています。

事務局からの説明は以上です。

#### ○瀧田課長

事務局の説明が終わりました。

周知の手法ですとか周知先、また、この統計データの取り方などについて、何かアドバイス等いただければありがたいです。また、表の見方など確認等がございましたらお願いいたします。

#### ○柴田構成員

相談支援事業所連絡会から来ました柴田でございます。

先ほど大澤課長補佐から、相談支援事業所との連携ということで確かに始まったばかりです。相談支援事業所の方から相談というところでは、周知はされて、相談支援事業所連絡会のところに来ていただいて、成年後見支援センターの設置のことについては、わかっているところではあります。一方でコミュニケーションはどうか、どういった連携を図りますかというところで、多分来ると思うのですよね。だから、まず、連絡会の方で今一度、成年後見支援センターの必要性を、こちら側から連絡会の皆さんに振ってみてからのことかなというように思っております。始まったばかりということもあって、なかなか、お互いに出方を見てるのかなというように思いますので、しばらく待っていただければというようなところと、あとこちらの方でも周知をさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

#### ○瀧田課長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。

精神障がいのところでは3件という話で聞いているのですが、実は最近、精神障がいの方に関するご相談が地域福祉課の方に多く寄せられているかなという感じがあります。

やはり両輪でやっていくとなるとこの先、その話が結構増えてくるのかなという気もしております。今相談支援事業所に行っているよというようなケースもあれば、まだ手帳とか、診断もおりてないという方も結構いらっしゃったりして、そういったケースが増えてきそうなので、都度、またその辺の相談を個別ケースで相談させていただきながら、一緒に考えさせていただければと思っています。

#### ○内嶋構成員

内嶋です。南足柄市のセンター長をやっているものですから、茅ヶ崎市が立ち上げて、いろいろと周知を苦労されているというのは、ほぼ1年前に我々経験をしました。高齢系先行してやったので、割と周知早かったのですが、障害系はやっぱり遅れました。南足柄市からは1市5町の相談事業者の比較的力の強いところの事業者を事務局がリストアップをしてくれて、呼びをしてお示ししてその場で、そういうことできるのであれば私どもは、こういうことを相談したいとか或いは頼みたいというよ

うなことで、やりとりをして、5年度事業から、障害のケースも本格的に取り組むというようなことをやってきました。

私どもは4年度7月から実質的に立ち上がっています。そこでいろいろと試行錯誤をしてきました。さっき申し上げた5年度頭か4年度末だったと思いますが、障害系の方にお声掛けしました。知的系はやはり親亡き後がもう圧倒的に問題として大きく上がってきましたし、おっしゃるように精神系はケースも、もう現場でもたくさん出てきているところがあります。障がい系はサービスにつながってないことが多いです。地域の民生委員とか、それから地域の苦情的なものから上がってくるわけですね。よく調べたら、精神の人が当事者として実は真ん中にいたというようなこと、或いはご家族の中に精神の方がいらしてですね、非常にコンフリクトを起こしているというようなことが多かったの、そういうことも情報として逆にいただいています。例えば、非常に地域で困って、停滞しているというケースがあったらそこにケース会議として、私なんかも含めて行きますというようなやりとりをして今ちょうど5年度はそれが進行しているという感じです。アウトリーチをするか或いは自立支援協議会など、何かお集まりになるところで、メニューをお示しするというのは割と好評でした。もう一発でセンターのことは理解していただいて、とにかく使ってみようという話になりました。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。ちなみにメニューはどういうものですか。

#### ○内嶋構成員

実は南足柄は二次相談なので、一次は1市5町がそれぞれ相談の窓口を持っていないといけないというスタンスでやっています。その相談力とか対応力とか、事案の検討力を上げていくためにわざとそうしています。南足柄だったら南足柄の現場でいろいろあるんだけど、それをセンターにあげてもらって、センターは事案に直接関与するのではなくて、間接的にお答えをするとかいうことをやっています。それがやはり大きいですね。

これは二次相談のところで各1市5町から上がってくるものを、まず集約する。それから、どうしても電話とかメールのやりとりだけでは限界があるので、非常に問題があるというケース、或いは介入した方がいいというケース、向こうから求めたケースについてもこちらが出張して行くということをやっています。

それは私ともう1人の司法書士の専門員の先生と、それから現場に南足柄市社協、非常に現場に強いので、必ずそのメンバーが行っています。今日も事例検討がありますけども、やはりこういう形で事例検討のシートも作ってあります。私どもの方で、これに書いてくださいと言っても全部必要情報を入れ、落とし込んでもらいます。それを私どもの方にまず上げてもらって、それでいつやるか、Zoomでやるのか、実際現場に行くのかということ調整してアウトリーチして、同じケースで何回かやることもあります。基本1回で何とか収めるようにしているのですけれども、整理をして現場に戻した後、現場でやってくださいというようなことをやっています。今一番多いメニューはそれではないですかね。

あと、出前もやっています。出前講座の小さいやつをやって、そこでもセンターの宣伝をすると後見の紹介もするのですけれど、センターの宣伝もするみたいなことをやっていますね。私どもの団体は茅ヶ崎市ほど人員が豊富ではないので、もうそれが限界かなというところですけども、言ってみればあとはもう現場力をとにかく高めて、何とか1市5町それぞれ独立して、ひとり立ちしてもらおうということ、何か年かけてやるぞということをやっているという、そんな感じです。

茅ヶ崎市は多分一次相談も当然受けるのでメニューの中身が違ってくると思うのと、おそらく、来年度にまたこういう事業をやってみようかとことで探ってらっしゃる部分もあると思うので、今確実にやっている事業をまずお示ししてみる。例えばその親族後見人の支援だとか、私どもは親族後見人の支援はやってないんですよ。取捨選択しているの、それはそれぞれの中核機関で全然やれるものが違うので、今持ってらっしゃるメニューをとりあえず見せて、事例としてこんなものが

あるというようにして紹介をすると割とその現場の方は、そう使うのかということで理解をしていただけたと思うので。それは別に凝ったことはやっていないですね。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。事例を持ちながら、こういうイメージを持っていただきながら進められるように働きかけていきたいと思います。

#### ○内嶋構成員

例えば相談者を呼んだときは、例えば前もって相談者にアンケート、後見とか権利擁護でもこういうセンターができれば、何か聞きたいこととかやってもらったことあるかとのアンケートを取って、そこでニーズをある程度拾って、そのニーズになるべく合うような講義、うちの事業の紹介をしていってそうするとマッチングができるんですね。すごくわかりやすかったという、ご回答いただいているので、やっぱりリサーチをちゃんとするっていうのは大事かもしれません。チラシなんかもしょうがないと思うんですよ。不特定多数なのだけれど、ある程度顔が見えている方、特に障がい系、或いは知的なら知的、精神なら精神ということで、結構特化した上でお話をさせていただいたので、ずれたご紹介にはならなかった。その辺のリサーチとフォーカスをすることがすごく大事ななというふうには思います。

それをやると割と周知をしていただいて、先ほど柴田構成員がおっしゃったように口コミで今度は皆さんの中で水平の広がりが出てくるので、そういう戦略でやるといいかなという内々で私どもでは何かそれを試行錯誤してやったらそんな感じでうまくいったところがありました。

#### ○桑構成員

今、内嶋先生の話で、思い出したんですけど、私、翔の会の関係している方2人をお世話していて、小野田先生もそうなんですけど、もう家族会に行くともう親御さんとかご家族の方が高齢なんですね。だけど翔の会として、どう手をつけたらいいかわからないから声がかけれないというような状態になっているようなので、例えばそういうところにこちらから、それこそ内嶋先生がおっしゃるようなこういうメニューがあるよということを的確にお伝えしてあげることで、動き出すものはあるのではないのかなと。

特に現場サイドの相談を受けている人たちが、多分全く分かってないので、親御さんに「いいです、私が死なないからいいです。」ぐらいのこと言われてしまうと、もうそこで立ちどまってしまうというような状態になっていますので、そういう意味では、翔の会は事業所多いので、そういうところをちょっとピックアップして声かけてみるのも一つ手かなとは思いました。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございます。

確かに問題がまだ明確化にされてないというところで掘り起こし、そこに入っていくというのも大切なことかなと。さらに、掘り起こした後その先どうやっていこうかというところが、本日の事例のところで皆様にご意見いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、議題の二つ目に入らせていただきます。

### ●議題(2) 茅ヶ崎市成年後見支援センターの相談事例について

#### ○大澤課長補佐

議題の二つ目の方が事例報告と事例検討となります。

まず、一つ目が事例報告ということで1件地域包括支援センターと連携しながら申し立てから順に調整まで行ったケースがありますので、こちらについて1件ご報告させていただきます。

※事例については個人情報保護の観点から、発言の詳細は議事録上、割愛させていただきます。

○横山事務局次長補佐

事例1（報告）

キーパーソンである夫が介護認定を受けたことにより、施設より成年後見制度利用を求められた高齢夫婦について

○大澤課長補佐

続きまして、もう一つ、事例をご紹介します。こちらについては、皆様からセンターの対応についてご意見をいただければと思います。

○加藤主任

事例2（意見交換）

近隣に迷惑行為をする統合失調症の方の支援について  
助言等

- ・本人の納得がない中で後見手続きを進めると受任後うまく進まない場合もある。
- ・本人が何を希望しているかについて向き合う。信頼関係を築くこと。
- ・困り感が出てきたところでの介入。
- ・通院支援や訪問看護等による服薬管理で薬剤のコントロールしていく。
- ・主治医との連携を取っていく。（本人が在宅を希望するならばきちんと服薬するように医師から本人へ伝えてもらう。また、訪看の提案など）
- ・周囲からのプレッシャーもあるが、焦らず関係を作り進めていくこと。
- ・本人が同意していなくても介入する必要がある場合（生活ができなくなる等）もある。
- ・権利擁護の視点でかかわっていくことが大事。中核機関の役割として事例のスーパーバイズがある。その中で、成年後見制度利用も考えていく。

○大澤課長補佐

皆さんありがとうございました。

今非常に色々なアドバイスと、あと大木先生からも、医師の先生への働きかけだとか、いろいろ本当にアドバイスいただいて、これからこのケースについても実践していきたいと思っておりますので、また、何かあれば皆様の方にもご意見を求めながら、進めていきたいと思っております。焦らずいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

最後に市民後見人養成について議題3を茂木構成員より、お願いします。

### ●議題(3) 市民後見人養成事業の進捗状況について

○茂木構成員

市民後見人の育成状況について、ご報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。あと資料4もご用意いただければと思います。

まず資料3登録状況の説明をさせていただきます。市民後見人の養成の研修についてです。令和3年度までに第三期の実施をしております、今年度、第四期の研修を開催予定にしております。

現在基礎研修の方の受講申し込みを受け付け中になっております、6月26日時点で、基礎研修の受講申し込み10名ということで、県社協からご報告をいただいております。説明動画を視聴してから、基礎研修を希望する方は受講申し込みという流れになってはいますが、説明動画の方は視聴申し込みが31名ということなので、基礎研修受講の方に動いてくださる方がいるといいなと期待をしております。

基礎研修終了後に実践研修の方を行う予定にしております、そちらが今資料4で配られている

ものの、日程になっております。構成員の皆様の方には今年度も講師の方ご快諾いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3の方にちょっと戻らせていただきまして、中段表の④ですね、終了認定者は今18名ということになっております。⑥のバンク登録者の方は今17名になっておりますけれども、⑦の方にもあります通りそのうち、5名の方が累計で今受任をされている状況です。この5名のうち2名の方が昨年度と今年度でそれぞれ被後見人さんがお亡くなりなられたということで、終了をいたしております。

ここの5名の方の他にも現在3期生の方で、1人受任に向けて動いている方がおります。受任された方、現在受任に向けて動いてる方に関しましては随時相談対応を行っております。2期生までは法人後見からの移行のケースを受任されていますが、3期生に関しましては、司法書士の先生からいただいたケースを今受任されています。直接相談が入っているケースですとか、あと法人後見以外からの移行のケースに関しましては、事前の訪問だとか顔合わせ、あと引き継ぎの場所などにも同行させていただきまして、市民後見人が受任した後に、適切なフォローができるように努めています。

続きまして、受任調整についてご報告します。今年の1月に受任調整会議を開催しましたときには法人後見からの移行のケースと、司法書士の士業の先生からの移行のケースの2つを審査いたしまして、法人後見からの移行件数は3月の末、士業の先生からの移行件数は4月にそれぞれ受任となっております。5月にも受任調整会議開催させていただきまして、このときには障がい福祉課からいただきました市長申立の案件について審査と推薦を行いました。こちらの案件は前回2月の会議を終えた後に、障がい福祉課からご紹介をいただいたケースになっています。

現在、市民後見人の受任形態ですけれども、いずれも単独受任という形になっていますが、年度末に行っているバンク登録者の面談、更新の面談で話を聞いてますと、やはりお1人で受けるということに不安や負担感を感じていらっしゃるって、なかなか受任の話が来ても踏み切れないかもというようなお声をいただいています。

今後、市民後見人の受任を進めるためには、市民後見人に移行することを見据えた複数後見ですとか、単独受任以外の形も、検討が必要かなというふうに考えております。その受任しやすい形態については皆様からもご意見、アドバイス等をいただけたらと思っております。

受任後につきましても活動しやすい環境がつかれるように、ネットワークの構築支援ですとか、スーパーバイズ的な支援が不可欠かと思っておりますので、引き続き皆様のご支援をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、市民後見人の方への移行が可能なケースがございましたら、こちらも引き続き、ご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きましてフォロー研修についてです。昨年度行いましたフォロー研修はこちらに記載の通りになっております。3期生に関しましてはこちらのフォロー研修すべて出席が必須というふうになっておりましたので、欠席者に関しましては当日の研修動画をこちらで録画させていただいて、それを視聴していただくことで補講という形で取らせていただきました。

フォロー研修ですけれどもグループワークの時間を多く設定をさせていただきました。受講者の方からはお互いの考えですとか思いですとか、現在の活動状況などを共有することができたので有意義だったという感想をいただいております。また、地域福祉課で主催された成年後見支援ネットワーク勉強会の方にも、5名ほど参加をさせていただき、士業の皆様とご一緒にグループワークをさせていただきまして、士業の皆様だとか関係機関の皆様との立場での気づき、それぞれの立場での気づきだとか、考えを聞くことができ非常に勉強になったという感想をいただいております。

今後も同じ活動するもの同士の情報交換の場ですとか、士業の皆様からのスーパーバイズを受ける機会などを作らせていただきまして、まだ活動に至っていない、バンク登録者の方に関しましては、モチベーションの維持と活動意欲の向上に努めていきたいというふうに考えております。

ちなみに法人後見サポーター登録されている方のうち、8名の方は、日常生活自立支援事業の生活支援員として今活動して下さってまして、経験を積んで下さっています。

続いて市社協の令和4年度の実施状況ですけれども、こちらは記載の通りになっておりますので、参考までにご覧いただけたらと思います。

最後に今年度の予定を先ほどもお話をさせていただきましたけれども、今年度は第4期の市民後見人養成講座の開催を予定しております。第3期はオンラインだったこともございまして、なかなか在宅で受けやすかったというところで、実際に活動というふうになった時に仕事の都合でなかなか難しいというようなお声もいただいておりますので、活動するのに必要な知識だとか技術を理解していただき、後見活動に積極的に関わってくださるような方を育成していけたらなというふうに思っております。また皆様のご協力をいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。雑駁ですけれども、報告となります。

#### ○大澤課長補佐

ありがとうございました。

皆様からご意見等いただくお時間があればと思ったんですけれども、時間を超過してしまして、市民後見人の報告については、以上とさせていただきます。

引き続き士業の皆様の方で、お受けになられているケースで、市民後見人の方に移行できるんじゃないかというものがあれば、引き続きご紹介いただきたい。また、高齢福祉課、障がい福祉課においては市長申立のときに、案件候補に、検討いただけたらと思います。また中核の方でも、相談に来たケースで市民後見人に向いてるようなものがあればそちらの方も拾いながら検討をしていきたいと思っておりますので、引き続き皆様よろしく願いいたします。

#### ●その他

#### ○瀧田課長

その他というところで何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、本日は、これにて会議の方は終了とさせていただきますと思います。長時間にわたりお疲れ様でした。

様々貴重なご意見いただきまして、今日のご意見も参考に、我々、成年後見支援制度の推進に引き続き、取り組んで参ります。

またいろいろとアドバイス等いただく機会もあろうかと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。